

長寿命化に資する大規模修繕工事を行った マンションに係る固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

別府市長宛て

納税義務者（マンションの管理組合の管理者等）

住所				
氏名				印
電話	-		-	

下記の家屋について、長寿命化に資する大規模工事（①外壁塗装等工事、②直接外気に開放されている廊下、バルコニー等の床防水工事、③屋根防水工事、①～③全ての工事）を行いましたので、別府市税条例附則10条の2の規定により申告します。

所在地	別府市				
家屋番号					
種類	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
延床面積	m ²				
建築年月日	昭・平	年	月	日	※居住用専有部分を有する区分所有マンションで、専有部分が10戸以上あり、建築後20年以上が経過していること。
登記年月日	昭・平	年	月	日	
工事完了年月日	令和	年	月	日	※令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了していること。また今回申告する工事より前に、大規模修繕工事を1回以上行っていること。
工事完了後3か月以内に申告できなかった理由					

申告に必要な書類

【別府市から管理計画認定を受けたマンションの場合】

- 建築士が発行する大規模の修繕等証明書
- 建築士又はマンション管理士が発行する過去工事証明書
- 建築士又はマンション管理士が発行する修繕積立金引上証明書
- 別府市が発行するマンション管理計画の認定通知書又は変更認定通知書の写し
(1～4の全てが必要)

【別府市から助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合】

- 建築士が発行する大規模の修繕等証明書
- 建築士又はマンション管理士が発行する過去工事証明書
- 別府市が発行する助言・指導内容実施等証明書
(1～3の全てが必要)

(お問合せ) 別府市役所 総務部資産税課 家屋償却係
〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 電話 0977(21)1120 FAX 0977(21)1363

〈減額割合〉

居住用専有部分1戸あたり100㎡を上限として、工事が完了した翌年度分の固定資産税額を3分の1減額する。(1年度分)

住宅耐震改修減額、住宅バリアフリー改修減額、住宅省エネ改修減額との併用はできません。

受付印

物件番号				
適用年度				
入力年月日	令和	年	月	日

決裁欄	課長	参事	係長	係員	担当